

**特定口座源泉徴収選択届出書 兼 源泉徴収選択口座内配当受入開始届出書  
/ 源泉徴収選択の廃止届出書**

フィデリティ証券株式会社 御中

お届出日	西暦 2 年 月 日	口座番号							
フリガナ									
ご住所	〒 - ※必ず自筆でご記入ください。								
フリガナ									
ご氏名	生年 月日		西暦	年 月 日					
※必ず自筆でご記入ください。									

源泉徴収を選択する/選択しないのいずれかをチェックし、「適用開始年」をご指定ください。

<input type="checkbox"/> 源泉徴収を選択し、上場株式等の配当等を受け入れます。	私は、租税特別措置法37条の11の4第1項および地方税法第71条の51の規定の適用を受けたいので、この旨、届け出ます。また、貴社が支払いの取扱いをする上場株式等の配当等につき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定への受入れを依頼し、租税特別措置法第37条の11の6第1項の適用を受けたいので、同条第2項の規定により、この旨、届け出ます。
<input type="checkbox"/> 源泉徴収を選択しません。	特定口座源泉徴収選択の廃止を申し出ます。
適用開始年	年

※本年又は翌年をご指定ください。なおご記入がない場合は、最短の日程で処理をさせていただきます。

当社で源泉徴収を選択された場合、当社経由で受け取られる上場株式等の配当等のすべてが特定口座へ受け入れられます。一般口座で保有されている上場株式等の配当等、一部の配当のみにおいて受入れの可否を選択することはできませんので、予めご了承下さい。なお、株式の配当金を当社特定口座内で損益通算する場合、配当金受領方法として株式数比例配分方式を指定されている必要がありますのでご注意ください。

**【ご注意事項】**

- ※ コース変更は原則1年毎となり、変更された内容は翌年のお取引から反映されます。ただし、特定口座において年初より一度も売却が行なわれていない場合、また、「源泉徴収」を選択しているお客様の特定口座にて株式の配当金・分配金等の受入れが発生していない場合に限り、年の途中においてもコース変更は可能です。
- ※ 年の途中で源泉徴収を選択した場合でも、コース変更後に支払われる配当金等は全て特定口座に受け入れられ、損益通算の対象となります。
- ※ 当社で配当金受領方法に株式数比例配分方式を指定された場合、他の証券会社等で保有されているすべての振替株式等についてもこの方式が適用されます。

特定口座を開設する 金融商品取引業者等の営業所	所在地	東京都港区六本木七丁目7番7号
	名称	フィデリティ証券株式会社

社用欄

本年の特定口座における売却取引	源泉徴収選択届出書	受理日	源泉徴収あり → なし	本年・来年
あり・なし	源泉徴収選択の廃止届出書	受理日	源泉徴収なし → あり	本年・来年